

市税のあらまし

平成 23 年度（2011 年度）

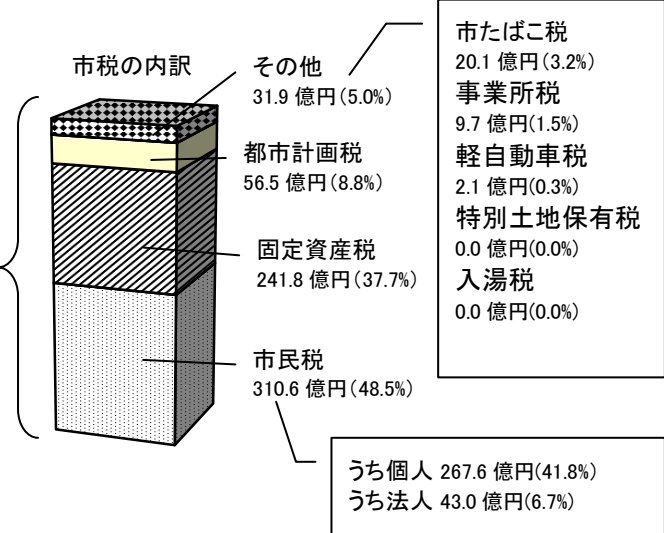
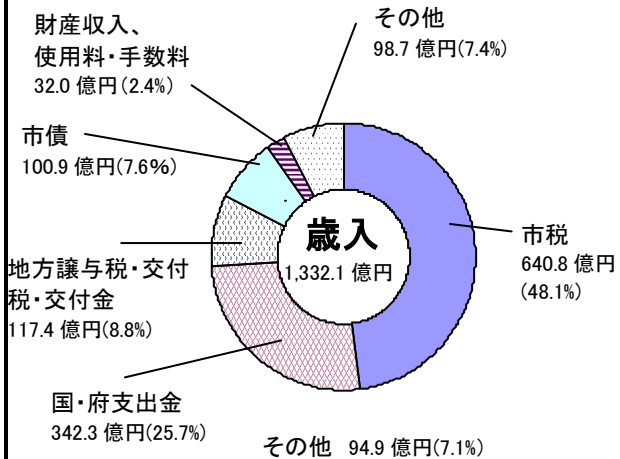
1. 暮らしと市税

豊中市は、教育、医療、福祉、水道、ごみ処理、消防、道路・公園の整備など日常生活の広い範囲にわたっていろいろな仕事をしています。これらに必要な費用は皆さんに納めていただく市税によって主に支えられています。

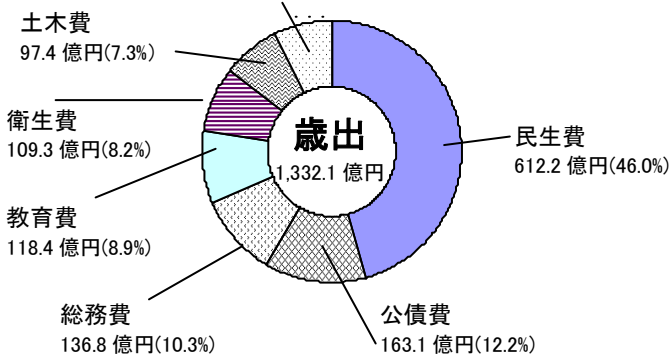
平成 23 年度豊中市の財政

[H23.4.1 現在] 人口 389,311 人 世帯数 167,243 世帯

一般会計 当初予算 総額 1,332.1 億円
市民一人当たり 342,165 円



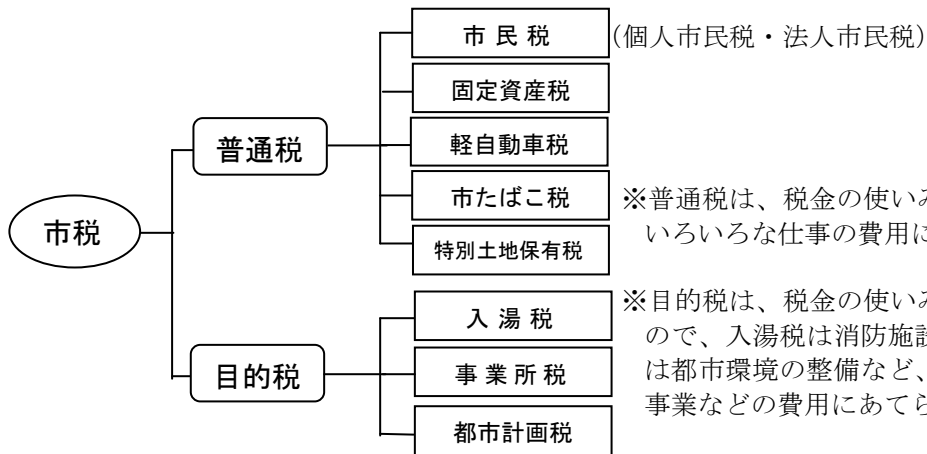
* グラフの内訳は、端数処理上合計と必ずしも合いません。



2. 市税の種類

豊中市における市税は次の 8 種類です。

この社会あなたの税がいきている



※普通税は、税金の使いみちが特定されず、市のいろいろな仕事の費用に使うことができます。

※目的税は、税金の使いみちが特定されているもので、入湯税は消防施設の整備など、事業所税は都市環境の整備など、都市計画税は都市計画事業などの費用にあてられます。

市税のあらまし

3. 市税の概要

市民税

個人市民税 (市民税課：6858-2131～2133)

市民税は代表的な市税で、住民税として府民税とあわせて納めていただいています。

1. 納税義務者

毎年1月1日現在で、市内に住所がある人は「均等割」と「所得割」を、市内に住所はないが事務所・家屋敷等のある人は「均等割」のみを、納めていただきます。

*年の途中で引っ越した場合は、その年の1月1日現在の住所地である市町村へ納めていただきます。

★市・府民税が課税されない人

*均等割も所得割も課税されない人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下（給与の収入金額で2,044,000円）未満の人

*均等割が課税されない人

前年の合計所得金額が、次の額または算式で求めた額以下の人

- ・扶養家族がない人 35万円
- ・扶養家族がある人 35万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋21万円

*所得割が課税されない人

前年の総所得金額等が、次の額または算式で求めた額以下の人

- ・扶養家族がない人 35万円
- ・扶養家族がある人 35万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋32万円

2. 税額の計算方法

均等割額＝4,000円(市民税 3,000円 府民税 1,000円)

所得割額＝[課税所得金額(前年の所得金額－所得控除額)×税率]－調整控除額(※1)－税額控除額(配当控除・住宅借入金等特別税額控除(※2)等)－配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額

(※1) 調整控除

平成19年度からの税源移譲に伴い、所得税と市・府民税の人的控除額の差により発生する負担増を調整するため所得割額から一定額を減額します。

(※2) 住宅借入金等特別税額控除（平成11年～平成18年または平成21年～平成25年の入居者が対象）

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、控除しきれなかった金額を市・府民税（所得割）から控除することができます。

*市・府民税の住宅ローン控除の対象となる金額は、次のうちいずれか少ないほうの金額となります。

- ①住宅借入金等特別控除可能額のうち、前年分の所得税から控除しきれなかった金額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額（上限額 97,500円）

市税のあらまし

所得割額の税率

市民税	府民税
税率 6%	税率 4%

平成 19 年度からの税源移譲に伴い、所得割額の税率が従来 3 段階（府民税は 2 段階）から一律 10%となりました。

3. 申告と納税

○申告

1 月 1 日に市内に住所がある人は、次に該当する人を除き、その年の 3 月 15 日までに市・府民税申告書を提出していただきます。

★申告する必要がない人

*前年中に所得のなかった人

*所得税の確定申告をした人

*前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人

*前年中の所得が公的年金収入（雑所得）だけで、日本年金機構などの支払先から市役所へ、公的年金等支払報告書が提出されている人

（ただし、公的年金等支払報告書には記載されていない所得控除（国民健康保険料等の社会保険料控除、寡婦（夫）控除、医療費控除、生命保険・地震保険料控除等）や、報告書に記載されているが、記載内容と所得控除が異なる場合は申告が必要です。）

※前年中に所得がなかった人でも、課税証明書等（保育所の入所、就学援助金の受給、公営住宅の収入報告等の手続きに必要な場合があります。）が必要な人は申告してください。

[上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度の創設]（平成 22 年度から適用）

平成 22 年度以降の市・府民税において、上場株式等に係る譲渡損失がある場合などに、上場株式等の配当所得を分離課税所得として申告した場合（申告分離課税）は、配当所得と譲渡損失との間で損益通算を行うことができるようになりました。

上場株式等の配当所得については、従来どおり総合課税における配当所得として申告した場合は、配当控除の適用を受けることができますが、上場株式等の譲渡損失との損益通算はできません。

申告分離課税を選択された場合は、上場株式等の譲渡損失との損益通算はできますが、配当控除の適用を受けることができません。

○納税方法

普通徴収……事業所得などの人は、納税通知書によって、6 月、8 月、10 月、12 月の年 4 回に分けて納めていただきます。

特別徴収……給与所得の人については、給与の支払者（会社など）が、毎年 6 月から翌年の 5 月までの毎月の給与から税額を差し引いて、これを翌月 10 日までに市へ納入する方法で納めていただきます。

年金所得（雑所得）の人については、年金の支払者（日本年金機構など）が、年 6 回の年金支給時に年金から税額を差し引いて、これを年金支給月の翌月 10 日までに市へ納入する方法で納めていただきます。（ただし、平成 23 年 10 月より公的年金等からの特別徴収の対象となる人は、まず公的年金等に係る税額の 2 分の 1 を 6 月と 8 月の普通徴収により納めていただき、残り 2 分の 1 を平成 23 年 10 月、12 月、平成 24 年 2 月の公的年金等からの特別徴収により納めていただきます。）

市税のあらまし

* 公的年金等からの特別徴収の対象は、65歳以上で次のすべての要件にあてはまる人です。

- ①平成23年4月1日現在で65歳以上であること。(昭和21年4月2日以前生まれの人)
- ②平成23年度に公的年金等にかかる市・府民税が課税されていること。
- ③平成23年1月1日以降、豊中市内に居住されていること。
- ④高齢基礎年金等の年額が18万円以上であること。
- ⑤年金額-[源泉徴収税額・介護保険料・国民健康保険料(または長寿医療保険料)]>市・府民税額

[65歳未満の方で給与所得に係る市・府民税額と公的年金等に係る市・府民税額がある方について]

平成22年度から、公的年金等からの特別徴収の対象とならない**65歳未満**の方で給与所得に係る市・府民税額がある方につきましては、公的年金等に係る市・府民税額を給与所得に係る市・府民税額と合わせて、給与から特別徴収(給与からの引落とし)をすることができるとなりました。

公的年金等からの特別徴収の対象となる**65歳以上**の方で、給与所得に係る市・府民税額がある方につきましては、公的年金等に係る市・府民税額を給与所得に係る市・府民税額と合わせて給与から特別徴収をすることができません。

法人市民税 (市民税課：法人市民税担当 6858-2139)

1. 納税義務者

市内に事務所、事業所または寮などがある法人等にかかる税で、「均等割」と法人税額に応じて負担していただく「法人税割」とがあります。

2. 税額の計算方法及び納付の方法

次によって求めた税額を、定められた期限内に申告納付していただきます。

均等割=資本金等及び従業者数の区分に応じ、6万円から360万円までの9段階。

法人税割=法人税額/全従業者数×市内の事業所の従業者数×税率(14.7%)

軽自動車税 (市民税課：軽自動車税担当 6858-2153)

1. 納税義務者

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車を所有している人。納期は5月末です。

※4月2日以降に廃車届をしても、その年度分の税は納めていただくことになります。

2. 税額(代表的な車種)

車種		税額	車種		税額	
バイク	50cc以下	1,000円	軽自動車	四輪乗用	営業用	5,500円
	50cc超 90cc以下	1,200円			自家用	7,200円
	90cc超 125cc以下	1,600円		四輪貨物	営業用	3,000円
	125cc超 250cc以下	2,400円			自家用	4,000円
	250cc超	4,000円	小型特殊自動車(農耕車)		1,600円	

3. 登録と廃車

125cc以下のバイクを購入及び譲り受けるときは登録手続きを、また、譲渡・売却及び住所を豊中市外に変えるときは廃車手続きを、それぞれ市民税課で行ってください。なお、軽四輪や125ccを超えるバイクは市役所では手続きができません。軽自動車(660cc以下の三輪・四輪)は軽自動車検査協会(072-661-5877)、125ccを超えるバイクは大阪運輸支局(050-5540-2058)へお問合せください。(※盗難の場合も、警察への盗難届とは別に廃車手続きが必要です。)

◆手続きに必要なもの……印鑑、原動機付自転車申告済証(販売証明書)

廃車のときはナンバープレートもご持参下さい。

市税のあらまし

市たばこ税 (市民税課：市たばこ税担当 6858-2139)

たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に製造たばこを売渡す場合などにかかる税で、たばこの小売り価格に含まれています。税額は、売渡しをした製造たばこの本数×税率（4,618円/1,000本）です。ただし、旧3級品の紙巻たばこの税率は（2,190円/1,000本）です。

入湯税 (市民税課：入湯税担当 6858-2139)

温泉（鉱泉浴場）に入浴したときに、1人1日について、宿泊する人 150円、宿泊しない人 75円の税額で、温泉の経営者が徴収し、翌月の15日までに市へ申告納入していただきます。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます）にかかる税です。

固定資産税課	土地担当	6858-2148・2149
	家屋担当	6858-2142・2143
	償却資産担当	6858-2144
	課税担当	6858-2150～2152

1. 納税義務者

毎年1月1日現在で市内に固定資産を所有している人。具体的には、次のような人です。

- *土地：1月1日現在で、登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- *家屋：1月1日現在で、登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- *償却資産：1月1日現在で、償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※1月2日以降に売買などで実際の所有者が変わっても、1月1日現在で所有者として登記または登録されている人に納めていただくことになります。

2. 税額の計算方法

固定資産税額＝課税標準額×税率(1.4/100)

原則として、その固定資産の評価額が課税標準額になります。ただし、土地については住宅用地の特例措置や税負担の調整措置（次ページ6参照）が適用されて、課税標準額が評価額より低く算定される場合があります。

3. 評価額の決め方

評価額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて市長が決定します。土地・家屋については、3年ごとに評価替えを行って価格を決定し（次回の評価替えは、平成24年度）、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除いて、その価格を3年間据え置きます。

土地……平成20年1月1日現在の地価公示価格及び鑑定評価等から求めた価格の7割を目途に路線価を付設し、画地計算法を適用して評価額を決定しています。

なお、平成23年度評価額は、平成22年7月1日までの地価動向を反映した評価修正率を適用しています。

家屋……現在の家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要な建築費をもとに、その家屋の建築年次（経過年数）などを考慮し、決定します。（再建築価格方式）

償却資産……事業用の設備、機械器具等の取得時の価格をもとに、耐用年数に応じて減価償却を行い決定します。

4. 固定資産課税台帳の閲覧と縦覧帳簿の縦覧

＜固定資産課税台帳の閲覧＞納税義務者の方や借地借家人などの関係者は、関係する固定資産の固定資産課税台帳について、市役所の開庁時間中はいつでも閲覧できます。

※関係者はその権利を証する書類が必要です。

＜縦覧帳簿の縦覧＞市内に土地か家屋を所有する納税者は、市内の土地または家屋価格等縦覧帳簿（所在地・面積・評価額など、所有者の名前や住所は除く）をご覧になれます。期間は、毎年4月1日から固定資産税の第1期の納期限（今年度は5月31日）までです。

市税のあらまし

☆固定資産課税台帳に登録された価格に不服のあるとき

固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産の価格等を登録したことを公示した日（当該年の4月1日）から納税通知書の交付を受けた日の翌日以後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。詳しくは、審査委員会事務担当（06-6858-2157 市民税課内）へお問合せください。

5. 納税の方法

納税通知書によって、5月、7月、9月、12月の年4回に分けて納めていただきます。

6. 宅地等に対する課税標準の特例（都市計画税を含む）

（1）住宅用地

住宅用地の課税標準額は、原則として以下のようになります。

区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	評価額×1/6 (特例率)	評価額×1/3 (特例率)
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	評価額×1/3 (特例率)	評価額×2/3 (特例率)

ただし、①前年度比準課税標準額が、今年度の課税標準額の80%以上の場合、前年度比準課税標準額に据え置かれます。

②前年度比準課税標準額が、今年度の課税標準額の80%未満の場合、前年度比準課税標準額に今年度の課税標準額の5%相当額を引き上げますが、その結果、今年度の課税標準額の80%を上回る場合は、今年度の課税標準額の80%相当額とします。また、今年度の課税標準額の20%を下回る場合は、20%相当額まで引き上げます。

（2）非住宅用地

非住宅用地の課税標準額は、固定資産税・都市計画税ともに原則として以下のようになります。

$$\text{評価額} \times 70\%$$

ただし、前年度比準課税標準額が、評価額の70%を下回る場合は、

①前年度比準課税標準額が、評価額の60%以上70%未満の場合、前年度比準課税標準額に据え置きます。

②前年度比準課税標準額が、評価額の60%未満の場合、前年度比準課税標準額に評価額の5%相当額を引き上げますが、その結果、評価額の60%を上回る場合は、評価額の60%相当額とします。また、評価額の20%を下回る場合は、20%相当額まで引き上げます。

（3）特定市街化区域農地

特定市街化区域農地には、一般住宅用地と同様の特例措置があります。

Q&A 固定資産税が急に高くなったのは？

問 家を新築して、固定資産税が課税されるようになってから今年で4年目になります。今年度から税額が急に上がったのですが、なぜですか。

答 新築住宅が一定の要件に該当するときは、家屋の固定資産税の税額を減額する制度があります。減額する期間は、新たに課税する年度から3年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は5年度分）です。あなたの場合は、昨年度までで減額の期間が終わり、今年度から本来の税額になったためです。

市 税 の あ ら ま し

都 市 計 画 税 (固定資産税課)

毎年1月1日現在で市街化区域内(豊中市の場合は全域)に所在する土地・家屋を所有している人にかかる税で、固定資産税と合わせて納めていただきます。

都市計画税額＝課税標準額×税率(0.3/100)

※課税標準額の計算方法については、P6をご覧ください。

☆都市計画税の使いみち

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてるための目的税です。豊中市では、下水道・街路・公園などの整備や土地の区画整理、都市の再開発などに使われており、これらの事業に必要な費用の約87%が都市計画税でまかなわれています。

特 別 土 地 保 有 税 (固定資産税課：土地担当 6858-2148)

一定規模以上の土地に対して課税していましたが、平成15年度以降は課税を停止しています。

事 業 所 税 (固定資産税課：事業所税担当 6858-2144)

一定規模以上の事務所または事業所に対して課税されます。事業所税には、事業所床面積にかかる資産割と従業者給与総額にかかる従業者割とがあります。

4. 市 税 の 納 付

☆☆市税は納期内に納めましょう☆☆

市税の納期など(平成23年度)

4月		10月	市・府民税(普通徴収) 第3期
5月	軽自動車税 固定資産税・都市計画税 第1期	11月	
6月	市・府民税(普通徴収) 第1期	12月	市・府民税(普通徴収) 第4期 固定資産税・都市計画税 第4期
7月	固定資産税・都市計画税 第2期	24年 1月	給与支払報告書、固定資産税(償却資産) の申告書の提出…1月31日まで※
8月	市・府民税(普通徴収) 第2期	24年 2月	
9月	固定資産税・都市計画税 第3期	24年 3月	事業所税(個人)、市・府民税(個人) の申告…3月15日まで※
毎月	市・府民税(給与からの特別徴収)[6月～翌年5月]、市たばこ税、入湯税		
定期	法人市民税、事業所税(法人)		

※期限日が土・日・祝日等の場合はそれらの日の翌日

☆延滞金(納税管理課：6858-2161・2165)

納期限を過ぎてから市税を納税する場合は、延滞金が加算されます。延滞金額は年14.6%(納期限の翌日から1カ月以内については、前年11月末日の「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%、平成23年1月1日～12月31日は年4.3%)の割合で計算します。

☆滞納処分(納税管理課)

市税を滞納した人に対しては、督促状や催告書を送付するなど速やかな納税をお願いしますが、それでも納税していただけない場合は、やむを得ず滞納処分(差押)を行うことになります。

納 税 相 談

(納税管理課：6858-2161・2165)

やむを得ない事情により市税の納税が困難になったときは、その事情などをお聞きしたうえで、一定期間納税を猶予したり、分割して納税することができます。納税管理課へおたずねください。

市税のあらまし

☆口座振替をご利用ください (納税管理課：6858-2170)

金融機関の預貯金口座から自動的に振替えて納税する制度です。納付のために市役所や金融機関の窓口に向いて納税する手間が省け、現金を持ち歩く必要がなく便利で安全です。お忙しい方やご不在がちの方には特に便利です。

口座振替の申込書は、豊中市内にある口座振替取扱金融機関及び郵便局・ゆうちょ銀行にあります。また、ご連絡いただければ申込書を郵送します。

手続きには、取引されている口座振替取扱金融機関または郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で直接お申してください。なお、申込手続きには、預貯金通帳、通帳の届出印及び通知書番号が記載された書類(納税通知書や領収書など)が必要です。

<取扱税目> 市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税 ※納期限の過ぎた市税は振替えできません。

<振替日> 各税目の納期限の日に振替えします。

<開始時期> 申込まれた月の翌月以降の納期分より振替えできます。なお、お申込日より振替えが翌々月以降になる場合もあります。

<口座振替の方法> 全期前納振替または期別振替

☆コンビニ収納について (納税管理課：6858-2170)

市税をコンビニエンスストアでも納付することができます。固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、市・府民税(普通徴収)と軽自動車税の納税通知書はコンビニエンスストアで納付することができます。納付できるコンビニは納税通知書の裏面のとおりで、ただし、納付していただくためには期別税額が30万円以下で、専用のバーコードが印字された納付書が必要です。

上記のほか、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話(携帯アプリをダウンロードした対応機種に限る)で読み取り、モバイルバンキング(金融機関との契約が必要)を利用して納付することもできます。ただし、パケット通信料は自己負担となります。また、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

☆市税に関する証明と閲覧

○市税の証明(市民税課：証明担当 6858-2172)

本庁のほか、庄内・新千里出張所及び市民サービスコーナーでも取り扱っています。

*証明の手数料は、1件300円。ただし、固定資産の土地・家屋の課税及び評価証明書は、1筆1棟増すごとに150円を加算。住宅用家屋証明書は1,300円。固定資産所在地番順台帳の閲覧の手数料は1冊300円。車検証交付用の軽自動車税納税証明書は無料です。

○固定資産課税台帳の閲覧

(固定資産税課：課税担当 6858-2150～2152)

Q&A 転入してきた場合、市・府民税の課税証明書はどうなるのでしょうか。

問 平成23年4月1日に他市から豊中市に転入してきましたが、平成23年度の市・府民税課税証明書は豊中市で発行してもらえるのでしょうか。

答 平成23年度の市・府民税課税証明書は、平成23年1月1日現在の住所地で発行されます。遠方の場合には郵便でも請求できますので、前住所地の市役所・役場にお問合せください。

☆その他

○市税の還付に関する事(市民税課：収納管理担当 6858-2159・2160)

○市税の減免に関する事(市民税課、固定資産税課)

○市税に対する不服申立に関する事(市民税課、固定資産税課、納税管理課)

国税に関するお問合せ先……豊能税務署 〒563-8688 池田市城南2-1-8 TEL 072-751-2441

府税に関するお問合せ先……豊能府税事務所 〒563-8588 池田市城南1-1-1 TEL 072-752-4111